

平成 26 年 (ワ) 第 2146 号、第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件
原 告 唯野 久子 外
被 告 GE ジャパン株式会社 外 2 名

第 4 準 備 書 面

2016 年 1 月 27 日

東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏
外



本書面では、代位請求について新たな主張を追加し、原子炉の欠陥について、法的な検討および具体的な欠陥の内容の一部を明らかにして主張を補足する。

第 1 原賠法 2 条 2 項に基づく債権の代位請求

1 はじめに

原賠法は、責任集中制度によって、原発事故の被害者は原子力事業者のみに損害賠償の請求ができるることを規定するが、例外的に、原発メーカーに対しても損害賠償請求をし得る場合を定めている。

一つは、訴状で述べたとおり、当該事故が原発メーカーの故意によって発生した場合である（原賠法 5 条）。

これに加え、東京電力自身の受けた損害についても、その賠償の請求は、原賠法 2 条 2 項但書により、原賠法でいう「原子力損害」から除外される。したがって、東京電力は、本件原子炉等に欠陥があり、または被告らに少なくとも過失があれば、被告らに対して損害賠償請求をすることができる。

そうすると、東京電力が被告らに対する損害賠償請求権を行使せず、他の要件を満たすときは、原告らは当該請求権を被代位債権として代位請求ができるというべきである。

以下、被告らについて故意がある場合に加えて、仮に故意がなかったとしても、本件原子炉等の欠陥ないし被告らの過失によって、被告らは原告

らに対して損害賠償責任を負うことを明らかにする。

2 代位求償の要件

原賠法 2 条 2 項は、原子力事業者からの損害賠償請求権について、以下のとおり規定している。すなわち、「この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任すべき原子力事業者の受けた損害を除く。」。よって、「次条」つまり第 3 条の規定により「損害を賠償する責めに任すべき原子力事業者」である東京電力の受けた損害については、原賠法の責任集中制度は適用されず、東京電力は、本件原子炉等に欠陥があり、また被告らに過失があれば、それによって自らの受けた損害につき、被告らに賠償を求めることができる。

他方、民法 423 条 1 項は、債権者代位権について「債権者は、自己の権利を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる」と定める。保全の必要性とは、債務者が無資力であるときに生じるとされる。

そうすると、本件原発事故によって、原子力事業者たる東京電力が損害を受け、かつ同損害が本件各号機の欠陥または第三者たる被告らの過失により生じたものであるとき、東京電力は被告らに損害賠償請求権を有しており、また、東京電力に対して権利を保全する必要のある原告らは、東京電力が被告らに有している求償権を代位行使することができるはずである。

このうち、本件各号機の欠陥、被告らの過失、および原告らの東京電力に対する損害賠償請求権の存在の要件が満たされたことは、それぞれ訴状第 8 章、第 9 章、第 5 章において主張した。また、東京電力の無資力についても、訴状第 10 章をはじめ、第 2 準備書面第 2 章などで詳述してきたところである。

また、東京電力が本件原発事故において損害を受けていることは明らかである。東京電力の資産である第一原発のみ取り上げても、周知のとおり、本件原発事故により、各号機は壊滅的な打撃を受け、ほぼ全壊に近い状態となっている。すなわち、1 号機については炉心損傷、原子炉格納容器の破損が生じ、建屋が爆発に至った。2 号機も原子炉隔離時冷却系の停止、格納容器の破損が生じた。3 号機も原子炉隔離時冷却系が停止し、炉心が露出し、原子炉建屋で水素爆発（核爆発との指摘もある）が生じた。4 号機においても建屋の爆発が生じた（訴状第 5 章）。

さらに、東京電力が被告らに対する権利を行使していないことについて

は、訴状第10章で述べたとおりである。

3 小括

訴状等で述べたとおり、原賠法は被告ら原発メーカーを原則として免責した結果、被告らのモラル・ハザードを引き起こし、被告らが万全な安全対策を取るインセンティブを失わせた。その結果、第一原発の深刻な欠陥が引き起こされたものであり、原賠法は本件原発事故の引き金を引いたと言っても過言ではない。このように原賠法は、ノー・ニュークス権をはじめとする様々な人権を侵害するものであり、その違憲性は明らかである。

しかしながら、その原賠法すら、被告らの責任が追及されるべき場合を規定している。一つは、訴状で述べたとおり、原賠法5条が規定する、被告らの故意により事故が引き起こされた場合である。

そしてもう一つは、本書面で主張する、原賠法2条2項但書が規定する、東京電力自身の受けた損害である。言うまでもなく東京電力は、福島原発事故の被害者との関係においては、れっきとした加害者である。しかしながら、その東京電力も、原発の製造・維持・運営においては、被告らに依存してきたものであり、被告らが製造した本件原子炉等の欠陥の結果、存廃の危機に追い込まれたのだから、被告らとの関係においては、被害者ということができる。

そして、民法は、債権者代位権を明文で規定している。そうである以上、東京電力と被告らの双方から深刻な被害を受けた原告にとって、(被告らによって無資力状態に追い込まれた) 東京電力の損害賠償請求権を代位行使することは、憲法上の当然の権利であるのはもとより、民法・原賠法においても明文で認められた権利である。

第2 原子炉の欠陥について

1 「欠陥」の意義およびその検討

(1) PL法における「欠陥」について

原賠法4条3項により原発メーカーに対する適用が排除されているPL法は、製品の欠陥に起因する消費者の被害を防止・救済するために立法された特別の責任制度である。同法に基づいて、被害者は欠陥のある製品を製造・加工した製造者等に対して損害の賠償を求めることができ、製造者等には無過失責任が課されている。法が製造者等にこのような厳格な責任を負わせる根拠は、①製造者等が安全性に欠ける製品の危険に関する情報を収集・入手しやすく、危険をコントロールできる立場にあること（危険

責任)、②製品により大きな利益を得ている者は製品に起因する被害については消費者に対して責任を負うことが公平であること(報償責任)、③製造者は製品の品質や安全性について情報提供・宣伝活動を行って消費者の信頼を得ているのであるから、その信頼に反したことによる責任を負うべきこと(信頼責任)によるとされている。

PL法における「欠陥」とは、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と定義づけられる(PL法2条2項)。「欠陥」は、一般に設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥に分類され、設計上の欠陥とは、設計段階から設計や仕様に問題があるために製品が安全性を欠くと判断されるものであり、製造上の欠陥とは、設計には問題がないが設計のとおりに製造されなかつた点で当該製品が安全性を欠くと判断されるものである。産業機械のように個別の注文において製造されるような製品については、製造上の欠陥とは、製造の工程において適切な安全確保の措置がとられなかつたために、製品の構造が安全性を欠く状態を含むとされる

(『逐条講義 製造物責任』土庫澄子著 効草書房、以下『逐条』という)。さらに、指示・警告上の欠陥とは、製造者等があらかじめ使用の場面での危険を予期すべき場合に、使用者に対する具体的かつ適切な情報による指示・警告が不十分であったために安全性を欠くと判断されるものである。

本件についてみると、訴状に記載したとおり、本件原子炉等はPL法の対象となる「製造又は加工された動産」であり「製造物」にあたる(PL法2条1項)。また被告らが同法に基づく責任を課すべき「製造業者等」にあたる(同法3条)。

そして、本件原子炉等が「通常有すべき安全性を欠いていること」について、原告は、訴状記載の事実に加え、さらに具体的な欠陥の内容を可能な限り明らかにし、当該欠陥が上記3類型のいずれか、あるいは複数の類型に該当することを主張するものである。もっとも、PL法に基づく損害賠償請求訴訟の裁判例においては、被害者である原告は上記のうちいずれの類型にあたるかを特定する必要はなく、この点について裁判所は事案の性質に応じて柔軟に判断されている。たとえば、設計上の欠陥があるとされる製品であっても、そのすべての製品で同じような製品事故が発生するものではなく、製品の使用者による仕様の態様、維持・管理の態様によって欠陥による事故が発生するかどうかが大きな影響を受けるものであり、実際には製造上の欠陥と明確に区別できない場合がある。

PL法2条2項に定められている「欠陥」の考慮事情についても、明確

な定義や法解釈、具体的なルールが形成されているものではないが、以下、本件原子炉等における「欠陥」の存否を判断するための前提として、条文に明記された考慮事情について検討しておく。

(2) 「欠陥」の考慮事情について

ア 製造物の特性について

PL 法 2 条 2 項に記載される「製造物の特性」とは、製造物がもつ安全や危険に関わる特質を指すと考えられている（『逐条』94 頁）。

原子炉等の製造物についていえば、まず、原子力発電所は、核燃料（通常はウラン）の核分裂反応によって生ずるエネルギーを利用して水を沸騰させ、その蒸気で蒸気タービンを回すことにより発電機を動かして発電するシステムである。ウランは原子炉の中で核分裂反応を起こすが、このとき強い放射能をもつ放射性物質が原子炉内に存在する。何らかの異常事態が発生し、放射性物質が施設外へ放出されると、同物質にさらされた人々は被曝し、生命、身体等を損なわれる危険が著しく増大する。したがって、原子力発電所には、原子炉と発電に関わる設備のほか、安全を確保するための様々な機能を有する設備が存在する。具体的には、異常を検出して原子炉を速やかに停止する機能（止める機能）、原子炉停止後も崩壊熱による核燃料の破損を防止するために炉心の冷却を続ける機能（冷やす機能）、および放射性物質の施設外への過大な漏出を抑制する機能（閉じ込める機能）を司る設備が備え付けられ、これらがすべて確実に作動しなければならない。また、原子力発電所は電力事業者が主として稼働・運転させるものであるため、これら原子炉等の製造者は、日常的な稼働・運転においてのみならず、万一の異常事態において生じ得る危険とこれに対する安全機能を有する設備に関する情報を電気事業者に提供し、また電気事業者と協力して原子炉等を管理することを通じて、安全確保の観点から原子炉等の稼働を有効に制御することが求められているというべきである。

原子力発電所における原子炉および安全を確保するための各設備については、上記のとおり、発電という目的を達成しつつ、万一の異常事態において極めて高い危険が発生する可能性があるため、これに対して確実に安全機能が働くことが要求され、また製造者が電気事業者に情報を提供し、管理することを通じて安全性を確保することが求められるという特性をもつ。

本件原子炉等、すなわち第一原発の 1 号機から 4 号機のために備え付けられた原子炉及び安全を確保するための各設備も、以上のような特性を有している。

イ 通常予見される使用形態について

PL法2条2項にいう「通常予見される使用形態」とは、製品の使用者の事情を考慮するものであり、製造業者にとっては、仮に当初予定した使用・用途でなくとも、合理的に予見・予期される使用・用途であれば、使用中の事故について責任を負うとされている（『逐条』164頁）。裁判例においては、この考慮事情はいわゆる誤使用がある場合にどこまで製造業者が責任を負うかという問題を論じるものである。しかし、本件原発事故においては、各種事故調査委員会報告書において誤使用や人為的ミスが特に指摘されてはいないため、この考慮事情を検討する必要はない。本件原発事故は、製造業者が通常予見しうる使用形態で本件原子炉等を使用している際に発生したものである。

ウ 製造物を引き渡した時期について

PL法2条2項にいう考慮事情のうち「製造物を引き渡した時期」においては、製造物は「引渡し」までは製造業者等の管理下にあり、製造業者が製造物に存する危険を制御できる立場にあることから、その「時期」を考慮するものである。また立法時の説明によれば、この考慮事情は欠陥判断において引渡し当時の社会通念を考慮するものであり、引渡し時期における社会的期待、引渡し時期における技術的実現可能性、及び引渡し時点の製造物に潜在する欠陥の3つの観点により検討され得る（『逐条』185頁）。

ところで、本件原子炉等については、被告らは製造業者としてこれらを設計・製作・設置したのみならず、原子炉等の設置後も、定期検査・保守点検等において東京電力の要請を受け、またグループ会社等を使用して、定期検査・保守点検等の実施等を長年にわたって行ってきた。たとえば、被告GEの技術者であった名嘉幸照は、福島に移り住み、第一原発の運転スタート時から同原発に常駐し、保守点検に携わっていた

（『“福島原発”ある技術者の証言』名嘉幸照著　光文社）。このように、本件原子炉等について、被告ら原発メーカーは、東京電力と二人三脚で、一体となって原発を稼働し、あるいは稼働に密接に関与してきた。そして原子炉等のメカニズムや知識・技術に最も精通しているのは、まさに製造業者たる被告らにはほかならない。したがって、被告ら製造業者は、絶えず本件原子炉等に存する危険を制御できる立場にあり、他方、本件原子炉等はすでに東京電力によって使用されていたものであるから、本件原子炉については一般的にいう「引渡し」は観念しがたく、製造業者の管理下にある時点で本件原子炉等が欠陥を備えていたことにより、PL法上の責任を負うと考えるべきである。仮に、「引渡し」の特定の時期

が必要であるとするならば、少なくとも本件原発事故前の直近の定期検査・保守点検等の時期までは、本件原子炉等は被告ら製造業者の管理下にあつたから、これらの時期を「引渡し」の時点とすべきである。

また、本件原子炉等の引渡し当時の社会通念について考察すると、まず原子炉等に関しては安全性に対する期待の程度が社会通念により、変動するものではないと考えられる。したがって、上記引渡し時期においても、当然のことながら、本件原子炉等については、地震や津波による異常事態においても事故が発生せず、少なくとも本件原発事故のような事態に陥ることはないことが、社会的に期待されていた。

さらに、製品の引渡し時期における技術的実現可能性については、裁判例によれば、これを明確に必要とするのは、指示・警告上の欠陥の判断においてであるとされる（『逐条』191頁）。すなわち、引渡し当時の学術的知見の水準に照らし、十分な指示・警告が可能であったかが検討されるべきと解される（同）。本件原子炉等については、上記（1）で述べた特性からすると、引渡し時には製造業者たる被告らが学術的知見の水準に照らし、東京電力に対して、その危険や安全性について指示・警告することが技術的に可能であったことは明らかである。

エ その他の製造物に係る事情について

原子炉等の「通常有すべき安全性」を判断するためにPL法上明記された考慮事情のうち「その他の当該製造物に係る事情」としては、地震・津波の発生可能性を排除することはできない（以下、訴状94頁～105頁）。言うまでもなく、日本は世界有数の地震大国であり、地震に伴う津波によっても、日本列島の特に沿岸地域は甚大な被害を被ってきた。他方、日本の原発は発生する熱を海水で取り除く水冷方式を探っているため沿岸に建設されている。

ところで、アメリカには100基を超える原発があるが、その多くは東海岸に位置し、大地震が発生する可能性がある地域は避けて建設されている（『原発のウソ』小出裕章著 扶桑社）。150基の原発があるヨーロッパは地盤が強く、ほとんど地震が起こらない（同）。世界でも日本だけが、地震大国にして、54基もの原発を建てているのである。

このように地震・津波が発生する可能性が高く、また被害を受ける可能性が高い場所に原発を設置するのであり、また繰り返し述べてきたように原発事故による被害の深刻さに鑑みれば、原子炉等の「通常有すべき安全性」については、想定しうるあらゆる地震・津波に見舞われても、放射性物質を漏出するような重大な事故に至ることのない機能・性質を最優先の要素とすべきである。そして、訴状記載のとおり、本件地震お

より本件津波は想定し得る範囲にあったものである。

(3) 因果関係について

製造物責任が成立するためには、製造物の欠陥と損害との間に因果関係が認められる必要があり、因果関係の立証責任は被害者側にある。もっとも、因果関係の立証については、一般不法行為の裁判例により、「一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りる」とされている（昭和 50 年 10 月 24 日最高裁判決）。また、製造物責任法に基づく訴訟の裁判例においては、経験則に従って行われる推論、つまり事実上の推定により、被害者の立証負担を実質的に軽減することが行われている。

本件原子炉等については、その欠陥を原因として本件原発事故が引き起こされたこと、および本件原発事故により原告らに損害が生じたことについて、通常人が疑いを差し挟まない程度の高度の蓋然性があり、またこのような因果の流れは経験則により推定されるものである。

(4) 欠陥の証明について

PL 法の「欠陥」の立証については、被害者である一般消費者は、当然のことながら、製造物に関する専門的な知識や情報、調査能力が、製造業者と比して十分とはいえないことから、非常に重い負担となる。そこで、欠陥の証明にあたり、通常の用法に従った使用をしていたにもかかわらずその製品に起因して損害が発生した場合には、欠陥の部位を具体的に特定して主張立証することを不要とする裁判例が多く見られる。

本件原子炉等については、通常の用法に従った使用がなされていたと考えられ、かつ本件原子炉等に起因して本件原発事故と原告らに対する損害が発生したのであるから、欠陥の部位を具体的に特定する必要性は低いかも知れない。しかしながら、本訴訟の目的が、原発メーカーが製造した製品に欠陥が存在し、これに起因して甚大な被害を発生させながら、原発メーカーの責任が一切免除されていることの不合理性自体を問うものであることから、原告らは、以下、できる限り、本件原子炉等に存在した欠陥の部位を特定し、明らかにするものである。

2 非常用電源の設置場所に関する欠陥

訴状において、本件原子炉等の欠陥について述べているが、さらに非常用電源等の設置場所について以下のとおり欠陥が認められることから、本

準備書面においてこの点を補充し主張する。なお、本件原子炉等の欠陥については、次回以降の準備書面において、さらに主張を補充する予定である。

(1) 地震及び津波の発生と全電源喪失

ア 外部電源の喪失

東北地方太平洋沖地震は、2011年3月11日14時46分に発生したが、この地震動によって、東電新福島変電所から福島第一原発にかけての送変電設備が損傷され、福島第一原発への送電が停止した。また、東北電力の送電網から受電する予備送電線も用意されていたが、1号機金属閉鎖配電盤に接続するケーブルの不具合のため、同送電線から受電することもできず、福島第一原発はすべての外部電源を喪失するに至った。

イ 全電源の喪失

地震発生から約50分後に、福島第一原発に津波が襲来した。この津波により、多くの非常用ディーゼル発電機や冷却用海水ポンプ、所内配電系統設備、直流電源設備等が浸水した。

1号機から4号機には、それぞれ2系統の非常用ディーゼル発電機が設置されていたが、1号機および3号機の非常用ディーゼル発電機は、2系統ともタービン建屋地下に設置されており、2号機および4号機も1系統がタービン建屋地下に、もう1系統が共用プール建屋1階に設置されていた。

津波の襲来によって、タービン建屋地下1階に設置されていた1号機から4号機の非常用ディーゼル発電機は水没し、すべて使用不可能となった。また、2号機および4号機の共用プール建屋1階に設置してあった非常用ディーゼル発電機も、非常用金属閉鎖配電盤がタービン建屋地下1階に設置されていたため、この配電盤の水没によっていずれも使用できない状態となった。この結果、1号機、2号機、4号機は、津波襲来直後に全電源を喪失した。3号機については、津波襲来後も直流電源の送電のみ維持された状態であったが、その直流電源も枯渇し、2011年3月13日午後2時46分に全電源喪失に至った(甲1 137頁以下参照)。

(2) 全電源の喪失と本件原発事故の発生

上記のとおり1号機、2号機、4号機は津波襲来直後に全電源喪失となり、3号機についても地震発生の2日後の3月13日午後2時46分に全電源喪失に至っている。

原子炉内の状態確認や原子炉冷却システムの稼働などは電源の存在に強く依存するものである。1号機から3号機は、全電源を喪失したことから冷却機能を適切にコントロールすることができず、結果的に炉心損傷に

至っている。仮に電源が確保できていれば、炉心損傷に至る前に冷却に成功していた可能性がある。¹

非常用電源が機能しなかったのは、非常用ディーゼル発電機もしくは非常用金属閉鎖配電盤が地下に設置されていたため、津波によって水没し使用不能となつたことによるものである。したがって、非常用発電装置が、仮に津波の影響を受けにくい場所に設置され、津波襲来後も水没することなく稼働を続けられる状態にあったとすれば、冷却装置を適切にコントロールすることができ、炉心損傷は免れられた可能性がある。すなわち、本件原発事故は、全電源喪失という事態が起点となって発生したものと評価することも可能であり、非常用電源の喪失が、本件事故に至る原因であったということもできる。

(3) 非常用電源の設置場所と欠陥

このような本件事故の経過に照らせば、地下1階という津波による水没の影響を受けやすい位置に非常用発電装置を設置したことは、原子炉の設計上の欠陥にあたる。

訴状において詳細に述べているとおり、地震のメカニズム等の研究によつて、東北地方太平洋沖地震の発生当時、福島沖を震源域に含む本地震と同規模の地震が起こることは想定されていた。また、本地震によって発生した津波の規模についても当時十分想定された範囲内のものであった。

万が一、炉心損傷に至るような過酷事故が発生した場合には、非常に広範囲に回復不可能な被害を生じさせる可能性があるという原子炉の性質からすれば、仮に異常事態が発生したとしても確実に安全機能が働き、放射性物質の拡散という事態を生じさせないことが要求されるというべきである。したがって、地震や津波の発生が予想される場所に原子炉を設置する場合には、想定され得る津波や地震によって炉心損傷が起きないような安全性の確保が要求される。

このような原子炉の特性に照らせば、非常用発電装置を、想定された規模の津波によって水没するような場所に設置したのは、通常有すべき安全性を有していなかつたものといえる。よつて、本件原子炉等は、非常用発電装置の設置場所について設計上の欠陥を有していたものである。

¹国会事故調報告書（甲1）において、「電源喪失によって、適時かつ実効的な原子炉冷却も著しく困難になつてゐた。なぜなら原子炉冷却、すなわち、高圧注水や原子炉減圧、低圧注水、格納容器冷却又は減圧、最終ヒートシンクへの崩壊熱除去といった、冷温停止へ向けて各ステップの実行とその成否は、電源の存在に強く依存しているためである。」（138頁）との記載がある。仮に電源喪失がなければ原子炉冷却によって炉心損傷および放射性物質の拡散という最悪の事態を防げた可能性があることを示すものである。